平成３０年第４回安堵町議会定例会会議録

（３日目）

日時　平成３０年１２月１４日（金）午前１０時

場所　安堵町役場　議場

１　応招議員　１０名

１番	山岡　　敏	２番	淺野　　勉
３番	大星　成司	４番	森田　　瞳
５番	島田　正芳	６番	中本　幸一
７番	松田　和代	８番	岡田　裕明
９番	田中　幹男	１０番	福井　保夫

２　出席議員　９名

３　欠席議員　１名

８番　岡田　裕明

４　地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	西本　安博	副町長	堀口　善友
教育長	楮山　素伸		
事業部門理事	中野　彰宏		
総合政策課長	富井　文枝	総務課長	吉村　良昭
税務課長	吉田　彰宏	住民課長	辻井　弘至
健康福祉課長	岡田眞地子	人権同和対策課長	長岡　　康
農政課長	寺田　充宏	産業建設課長	堀川　雅央
上下水道課長	石橋　史生	教育次長	吉田　一弘
会計管理者職務代理	溝本　貴宏		

５　職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士　青美	議会事務局係長	吉川　明宏

６　会議事件は次のとおりである。

日　程

第１　総務産業建設常任委員会委員長報告

第２　文教厚生常任委員会委員長報告

第３　議案第６号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第４　議案第７号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

第５　議案第８号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

第６　議案第９号　安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第７　常任委員会の閉会中の継続調査について

第８　議会運営委員会の開会中の継続調査について

第９　諸般の報告

開　会

午前１０時００分

議長（森田　瞳）　おはようございます。

定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

８番　岡田議員から欠席の届け出を受けております。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第１　総務産業建設常任委員会委員長報告を議題とします。

議案第３号を付託しましたので、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司）　はい、議長。

議長（森田　瞳）　はい。大星委員長。

（大星総務産業建設常任委員会委員長　登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司）　３番　大星でございます。

総務産業建設常任委員会報告書

本会議で付託された議案の審査等のため、当常任委員会を開催したので安堵町議会会議規則第７１条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１．調査等事項

付託案件について。

議案第３号「山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について」。

２．開催日時及び場所

平成３０年１２月７日、金曜日、午前１０時から。

安堵町議会第２委員会室。

３．出席者

委員５人、全員でございます。

①大星、岡田副委員長、山岡委員、森田委員、松田委員。

②説明員として、堀口副町長、辻井住民課長、岡山環境美化センター所長。

③議会事務局として、富士事務局長、吉川係長。

４．内容といたしまして、１２月４日の本会議にて付託された議案第３号について、住民課長から詳細説明を受けました。

当常任委員会における審査の結果、広域処理をする上で必要な改正であるため、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定しました。以上でございます。

（大星総務産業建設常任委員会委員長　降壇）

議長（森田　瞳）　これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　質疑なしと認めます。

議案第３号「山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　討論なしと認めます。

これより、議案第３号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第３号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者　起立）

議長（森田　瞳）　起立、全員です。

お座りください。

議案第３号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田　瞳）　日程第２　文教厚生常任委員会委員長報告を議題とします。

議案第１号及び第２号を付託しましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（田中幹男）　はい、議長。

議長（森田　瞳）　はい。田中委員長。

文教厚生常任委員会委員長（田中幹男）　はい。

（田中文教厚生常任委員会委員長　登壇）

文教厚生常任委員会委員長（田中幹男）　おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会報告をいたします。

平成３０年１２月１１日　安堵町議会議長　森田瞳殿

文教厚生常任委員会委員長　田中幹男

本会議で付託されました議案の審査等のために、当常任委員会を開催いたしましたので、会議規則第７１条の規定により、次のとおり報告いたします。

１．審査等事項

付託案件について。

議案第１号「安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について」。

議案第２号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」。

２．開催日時及び場所

平成３０年１２月１０日、月曜日、午前１０時より。

安堵町議会第２委員会室。

３．出席者

委員５人、全員です。

①私　田中、淺野副委員長、島田委員、中本委員、福井委員でございます。

オブザーバーとして、森田議長が出席をされております。

②説明員として、堀口副町長、楮山教育長、辻井住民課長、岡田健康福祉課長。

③事務局より、富士事務局長、吉川係長が出席をしております。

４．報告内容

１２月４日の本会議で付託されました議案第１号及び第２号について、審議をいたしました。

議案第１号「安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について」。

健康福祉課長から詳細説明を受け、その後、質疑を行いました。

当該条例改正は、町施設使用に係わる受益者負担、公平性の観点から、必要なものと認識します。

審査の結果、当常任委員会としては、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第２号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」。

住民課長から詳細説明を受け、その後、質疑を行いました。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う条例改正であり、子育て支援上、必要な措置であることを確認をいたしました。

審査の結果、当常任委員会としては、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。よろしくお願いします。

（田中文教厚生常任委員会委員長　降壇）

議長（森田　瞳）　これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　質疑なしと認めます。

これより、１件ずつ、討論、採決を行います。

議案第１号「安堵町福祉保健センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　討論なしと認めます。

これより、議案第１号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第１号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者　起立）

議長（森田　瞳）　はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第１号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田　瞳）　次に、議案第２号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　討論なしと認めます。

これより、議案第２号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第２号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者　起立）

議長（森田　瞳）　はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第２号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田　瞳）　日程第３　議案第６号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第４　議案第７号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条

例の一部を改正する条例について」、日程第５　議案第８号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第６　議案第９号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までの４議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭）　はい、議長。

議長（森田　瞳）　はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長　登壇）

総務課長（吉村良昭）　おはようございます。総務課　吉村でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第６号から議案第９号までの４議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第６号でございますけれども、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

平成３０年８月の人事院勧告による、国家公務員の棒給表、期末手当並びに勤勉手当の支給割合と宿日直手当を改正する一般職の職員の、給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決され、平成３０年１１月３０日付で公布されました。

これに伴いまして、国に準じて安堵町の一般職等の給料表、期末手当、勤勉手当の支給割合及び宿日直手当について、所要の改正を行うものでございます。

まず、給料表の改正でございますが、議案書の新旧対照表の３ページから６ページをお願いいたします。

給料表の改正につきましては、平均改定率は０．２％、４００円の引き上げを基本とした改正でございます。

初任給につきましては、１，５００円の引き上げ、若年層につきましては１，０００円程度の引き上げとなっております。

次に、宿日直手当の改正でございます。新旧対照表の１ページを御覧ください。

宿日直手当の改正につきましては、現在、支給実績はございませんが、国の改正に準じて改正するものでございます。

第１４条第１項中「宿日直勤務を」を「宿日直勤務（次項の勤務を除く。）」に改め、勤務１回に係る支給額の上限を４，２００円から４，４００円に改め、執務時間が通常の２分の１の時間である日の退庁時から引き継ぐ場合にあっては、６，３００円から６，６００円に改め、第２項中の「常直的な」を削り、勤務に係る支給月額の上限を２万１，０００円から２万２，０００円に改めるものでございます。

次に、１２月支給分の勤勉手当の支給割合の改正でございます。新旧対照表２ページを御覧ください。

第１６条第２項第１号の一般職については、１００分の９０を１００分の９５に、０．０５か月分引き上げ、第２号の再任用職員については、１００分の４２．５を１００分の４７．５に、０．０５か月分引き上げるものでございます。

また、第５項中の「及び次条」を削除いたします。

次に、翌年度の期末手当と勤勉手当でございますが、新旧対照表の７ページ、８ページを御覧ください。

第１５条第２項の一般職の翌年度の期末手当につきましては、６月、１００分の１２２．５、１２月、１００分１３７．５を一律の１００分の１３０に改正するものでございます。

第３項の再任用職員につきましては、６月、１００分の６５、１２月、１００分の８０を一律の１００分の７２．５に改正するものでございます。

次に、第１６条第２項第１号の一般職の翌年度の勤勉手当でございますが、６月、１００分の９０、１２月、１００分の９５を、一律の１００分の９２．５に改正するものでございます。

また、第２号の再任用職員につきましては、６月、１００分の４２．５、１２月、１００分の４７．５を、一律の１００分の４５に改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、給料表の改正、１２月支給分の勤勉手当の支給割合、宿日直手当の改正につきましては、平成３０年４月１日に遡及して適用されます。

翌年度に係る期末手当と勤勉手当の支給割合の改正は、平成３１年４月１日からの施行となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第６号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成３０年１２月１４日提出

安堵町長　西本　安博

総務課長（吉村良昭）　なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第７号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、国会において可決されたことに伴いまして、国に準じて、安堵町の特別職の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものでございます。

議案書の新旧対照表１ページを御覧ください。

１２月支給分の期末手当の支給割合の改正でございます。

第6条　現行の１００分の１７２．５を、１００分の１７７．５に、０．０５か月分引き上げるものでございます。

次に、新旧対照表の２ページを御覧ください。

翌年度の期末手当の支給割合の改正でございます。

第6条　期末手当の支給割合、6月、１００分の１５７．５、１２月、１００分の１７７．５を、一律の１００分の１６７．５に改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、１２月支給分の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成３０年１２月１日からの適用となります。

翌年度に係る期末手当の支給割合の改正は、平成３１年4月１日からの改正となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第７号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成３０年１２月１４日提出

安堵町長　西本　安博

総務課長（吉村良昭）　なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第８号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条令の一部を改正する条例について」でございます。

これにつきましては、先ほどの議案第７号の、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正と改正内容が同じでございますので、改正内容の説明は割愛させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第８号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成３０年１２月１４日提出

安堵町長　西本　安博

総務課長（吉村良昭）　なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

最後に、議案第９号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

これにつきましても、先ほどの議案第７号の、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正と改正内容が同じでございますので、改正内容の説明は割愛させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第９号

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成３０年１２月１４日提出

安堵町長　西本　安博

総務課長（吉村良昭）　本文につきましても、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

議案第６号から議案第９号までの４議案について、一括で御説明させていただきました。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務課長　降壇）

議長（森田　瞳）　これより、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　質疑なしと認めます。

これより、１件ずつ、討論及び採決を行います。

議案第６「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　討論なしと認めます。

これより、議案第６号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者　起立）

議長（森田　瞳）　はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第６号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田　瞳）　次に、議案第７号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　討論なしと認めます。

これより、議案第７号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者　起立）

議長（森田　瞳）　はい。起立、全員です。

お座りください。

議案第７号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田　瞳）　次に、議案第８号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　討論なしと認めます。

これより、議案第８号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者　起立）

議長（森田　瞳）　起立、全員です。

お座りください。

議案第８号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田　瞳）　次に、議案第９号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　討論なしと認めます。

これより、議案第９号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者　起立）

議長（森田　瞳）　起立、全員です。

お座りください。

議案第９号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田　瞳）　日程第７「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員長からお手元にお配りいたしましたように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田　瞳）　日程第８「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長からお手元にお配りしましたように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田　瞳）　続いて、日程第９「諸般の報告」を行います。

議会から議員派遣について、報告をいたします。

本年は、４件の議員派遣がありました。

始めに、岡山県奈義町に行きました行政視察について、福井議員と淺野議員から報告をいただきます。

１０番（福井保夫）　はい、議長。

議長（森田　瞳）　はい。福井議員。

（福井議員　登壇）

１０番（福井保夫）　１０番　福井です。

議会議員研修報告

安堵町議会議長　森田瞳様

安堵町議会議員　福井保夫、安堵町議会議員　淺野勉

議会議員研修を次のとおり実施いたしましたので、安堵町議会会議規則第７１条の規定により、次のとおり報告します。

１．視察目的

子育て支援及び定住促進事業の先進地を訪問し、安堵町において活かせることを調査研究する。

２．期日

平成３０年１０月２６日、金曜日。

３．場所

岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６－１　奈義町役場。

４．派遣議員

森田議長、山岡議員、淺野議員、中本議員、松田議員、岡田議員、田中議員、福井議員。

５．同行者

西本町長。

６．随行者

富井総合政策課長、吉村総務課長、寺田農政課長、富士議会事務局長。

７．視察内容

岡山県奈義町で奈義町子育て等支援施設「なぎチャイルドホーム」を見学、説明を受けた。

続いて、奈義町役場で奈義町定住子育て支援対策について説明を受けた。

（1）定住促進について

奈義町は昭和３０年２月、山村合併により奈義町となり、面積６９．５２平方キロメートル、人口５，９４４人（5月１日現在です。）。

また、自衛隊の日本原駐屯地がある。

人口減少・少子高齢化の対策として定住促進のため、住宅施策・就労の場の確保施策・子育て支援施策等に力を入れ、今後も現在の人口数を維持していこうとしている。

特に、定住化に向けた住宅施策として、若者の定住を促進するため、分譲地の整備、賃貸住宅の整備に力を入れている。

若者住宅２１戸、定住促進住宅６０戸、ほぼ入居している状況である。

家賃も安く、支払はカード払いで滞納者はいない。

就労の場の確保として、企業誘致を推進し、東山工業団地では１９社の企業が操業している。

移住者が奈義町を選んだ理由も「自然が美しい」「子育てがしやすい」の理由が多い。

平成２６年の合計特殊出生率が、岡山県第1位、全国でもトップクラスの「２．８１」という快挙を達成した。

奈義町を出ていった人が、帰ってきても安心して住みよい奈義町を維持していくことに努めている。

安堵町でも若い世代が転入してもらえるような町づくりが必要と思われる。

転入してもらえることは、転出しないことに繋がる。以上です。

次に、淺野議員より、子育て支援について報告をしてもらいます。

（福井議員　降壇）

議長（森田　瞳）　はい。ありがとうございました。

２番（淺野　勉）　はい、議長。

議長（森田　瞳）　はい。淺野議員。

（淺野議員　登壇）

２番（淺野　勉）　議席番号２番　淺野でございます。

続きまして、２番目のテーマ。

（2）子育て支援について、報告をいたします。

平成２４年4月１日に「奈義町子育て宣言」を制定。その宣言内容の後半に、「子どもたちの元気な声と笑顔が溢れ　子育てに喜びを実感できるまち」、「家庭・地域・学校・行政みんなが手を携え　地域全体で子育てを支えるまち」を目指すと表記されております。

奈義町も生涯教育構想による町づくりを全面に打ち出しておられます。

また、町づくりのキャッチフレーズは、「子育てするなら奈義町で」であり、子育て応援宣言の町を広く世の中に発信されているのは、子育ての施策に対して、行政運営を遂行できる組織と潤沢な予算措置ができることに基づいていると言えます。

出産や子育て支援を充実する政策の概要、平成２７年４月策定から４年目になります。

具体的な施策や３つの事業が取り組まれ、その事業ごとに重要業績評価指数（ＫＰＩ）が掲げられておられます。

その３つの内容ですけれども、１番目　出産に関する支援の充実。

①出産時の支援（妊娠・出産に関する知識の啓発、出産祝い金制度、等）があります。

②妊娠、出産のサポート体制の整備（保健師・栄養士等の家庭訪問、等）がございます。

③不妊治療、不育治療費の助成と制度の周知があります。

④産科医との連携。

これにつきまして、重要業績評価指数、妊産婦に対する支援の実施、５年間を通して１００％という目標を掲げられております。

続きまして、２番目　保育サービスの充実。

①預かり育児支援の充実（保育環境の改善、病児・病後児保育、等）があります。

②快適な保育環境の整備（幼保一元化等の制度の見直し、昼食サービス、等）がなされています。

③家庭内育児の支援（家庭保育補助制度の検討）をされておられます。

④小学校低学年までの保育の一貫性の確保（保育者視点も考慮した見直し）をされております。

⑤就学前教育（幼児教育）の充実・強化をされておられます。

重要業績評価指数として、保育園等の待機児童数、５年間を通して「ゼロ」になっておられます。

続きまして、３番目　子育て支援の充実強化について。

①子育て家庭の経済的負担の軽減（多子世帯の負担軽減策、ひとり親世帯への保育園優先入所、奨学育英資金貸与、等）があります。

②小児医療体制の充実（乳幼児医療費助成、予防接種の支援、相談体制）があります。

③高等学校就学に対する支援（就学支援金の支給、通学援助の検討）をされておられます。

④発達障害児等に対する支援の充実がございます。

重要業績評価指数として、子どもの高校進学に伴う町外への転居件数、５年後には「ゼロ」にするという目標であります。

以上、まとめますと奈義町では上述をいたしましたような、「定住支援策」や「子育て支援策」が進められています。

安堵町にも乳幼児医療費無料化等、同町よりも先に実現している施策がありますが、今回の視察で確認できた具体的な施策の実現に向けて努力を重ねていきたい。

以上、報告を終わります。

（淺野議員　降壇）

議長（森田　瞳）　続きまして、議員派遣について、私の方から代表させていただきまして報告をいたします。

施設の視察でございますけれども、派遣期日　平成３０年９月２０日、木曜日。

派遣場所　奈良県北葛城郡上牧町　ごみ中継施設。

派遣議員　森田　私と、そして山岡議員、淺野議員、大星議員、中本議員、松田議員、岡田議員、福井議員、計８名で参加いたしました。

同行職員につきましては、町長以下、関係部局の長に出席をしていただきました。

安堵町にごみ広域処理中継施設の整備を予定しているわけでございますが、現在、稼動している状況を調査するために、上牧町の施設を視察いたしました。

強力な脱臭設備が整備され、施設外へ漏れるにおいはほとんどございませんでした。

ごみの分別には、ごみの分け方、出し方について、イラストを使ってわかりやすく説明して、パンフレットを作成し、住民などに配布して周知されておりました。

次に、遊水地の視察でございます。

派遣期日が、平成３０年１０月１９日、金曜日。

派遣場所　大阪府大東市・寝屋川市、そして寝屋川市の治水緑地「深北緑地」でございます。

派遣議員は、私、そして島田議員、山岡議員、淺野議員、大星議員、中本議員、松田議員、岡田議員、福井議員、以上９名でございました。

安堵町内に整備される遊水地の平常時の有効な利活用方法を検討するために、先進地を視察いたしました。

平常時は、「芝生広場」「バーベキュー広場」「球技広場」、子どもが遊べる「ロケット広場」などを備えた、四季折々が楽しめる公園として、多くの方々に利用されていることに感動いたしました。

運営については、３つの任意団体が協力をされておるということでございました。

続いて、「明治１５０年の事業」参加でございますけれども。

派遣期日　平成３０年１１月１１日、日曜日。

派遣場所　東京都千代田区　明治大学リバティホール。

派遣議員は、私、山岡議員、淺野議員、大星議員、中本議員、松田議員、福井議員、以上７名でございます。

町長以下、行政職員には、現地で合流いたしました。

明治１５０年の本年、全国的に記念事業が展開しているが、安堵町の主催シンポジウム「大和維新」に参加いたしました。

１１月４日、日曜日に、トーク安堵カルチャーセンターで開催されましたシンポジウムの第２章として、東京で開催されたもので、当日、本町議会議員は日帰りで往復いたしました。

明治大学　土屋恵一郎学長による「能と安堵町」と題する基調講演と、岡本彰夫氏、植松三十里氏、吉田栄治郎氏をパネリストとして、二部構成で開催をされました。

第１部は、町花である「テイカカズラ」をモチーフとした「定家と富本憲吉の作品」その関係性について、第２部は書籍「大和維新」に関すること、「過去の大和川」などについてトークされました。

約２００人の来場者に、知られていない安堵町を紹介することができて、有意義な場であったと感じました。以上でございます。

議長（森田　瞳）　議会側からの報告は以上でございますので、行政側から報告はございませんか。

ないですか。はい。

ないようでございますので、「諸般の報告」を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成３０年第４回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

閉　会

午前１０時４０分